

遺産整理業務

大切なご家族のために



お問い合わせ

名古屋銀行相続相談プラザ

 **0120-758-776**

〈受付時間〉平日9:00～17:00(土日祝・銀行の休業日は除きます)

名古屋銀行ホームページ

<https://www.meigin.com/>



商号: 株式会社名古屋銀行
登録金融機関: 東海財務局長(登金)第19号
加入協会: 日本証券業協会

2021年9月現在



相続は ある日突然に始まります。

大切な方を亡くされ、ご相続が発生したとき、
ご遺族のご心情にかかわらず、相続にともなうさまざまな届け出や
手続きを行わなくてはなりません。
遺産の確認・確定からはじまり、遺産の配分、
相続税の申告、預貯金・不動産の名義変更など、
普段は考えもしない複雑な手続きのほか、ご遺族の今後を考え、
それぞれのご事情を総合的に考慮する必要があります。
相続手続きにお困りになった場合、

名古屋銀行が相続人のみなさまに代わって さまざまな手続きを代行します。

<このような方におすすめです>

- 相続手続きをする時間がない方
- 相続人がご高齢な方
- 相続人が多い方
- 遺産の内容が複雑な方
- 相続に関する手続きが大変と思われる方
- 相続人が遠方にお住いの方



遺産整理業務の主なご対応内容

- 相続財産の調査
- 法定相続人の確定
- 相続財産の確定
- 相続財産目録の作成
- 遺産分割協議書作成のお手伝い
- 相続財産の換金や名義変更 など

下記の場合は遺産整理業務をお受けできないことがあります。

- ・ 相続人の間で紛争またはそれに類似した状況が生じている場合
- ・ 相続人のなかに、行方不明・生死不明の方がいる場合
- ・ 相続人全員の遺産整理業務委任に関する合意が困難、または相続人の間で円滑な遺産分割協議の成立が見込めない場合
- ・ 相続税の申告・納付が必要な場合で、申告期限までに十分な時間がない場合
- ・ その他、円滑な遺産整理業務の遂行に支障をきたす可能性がある場合 など

※上記以外にもお受けできない場合があります。

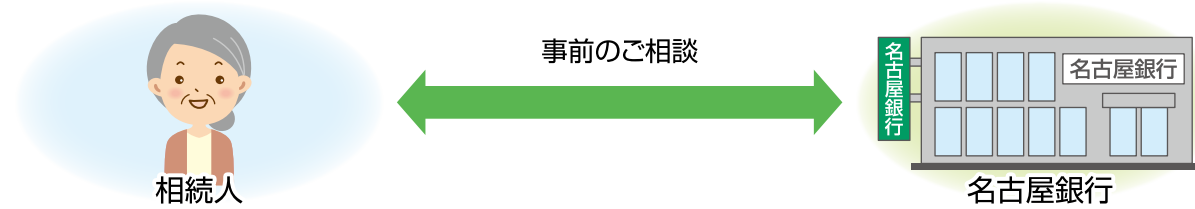
遺産整理業務に必要な主な書類

被相続人に関するもの	出生から死亡までの戸籍・除籍謄本など、住民票の除票
相続人に関するもの	戸籍謄本、印鑑証明書(相続人全員)、住民票
不動産に関するもの	不動産登記簿謄本(登記事項証明書)、固定資産評価証明書、名寄帳、所在地図、不動産賃貸借契約書、その他不動産関係資料
その他の財産	預貯金・有価証券・火災保険証券・ゴルフ会員権などその他保有財産に関する資料

名古屋銀行の遺産整理 業務の流れについて

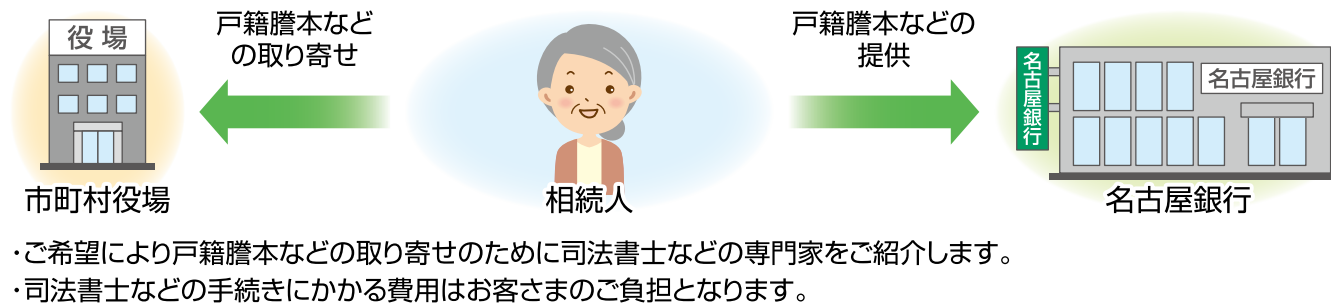
1 事前のご相談

相続人全員の状況、相続財産の概要、遺言の有無をお聞きし、相続・遺産分割に必要な書類や手続き、スケジュールなどのご相談を承ります。



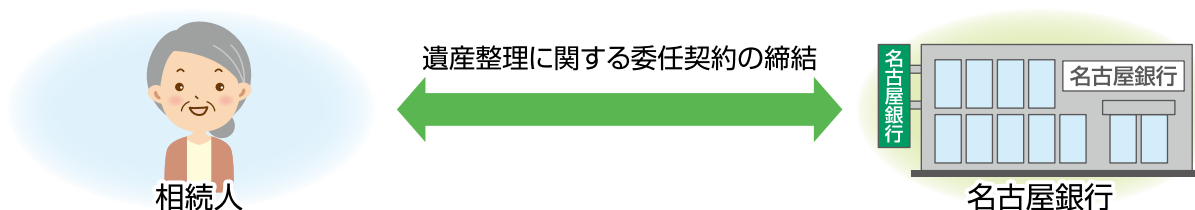
2 相続人の確定

被相続人と相続人全員の戸籍・除籍謄本などから相続人を確定します。



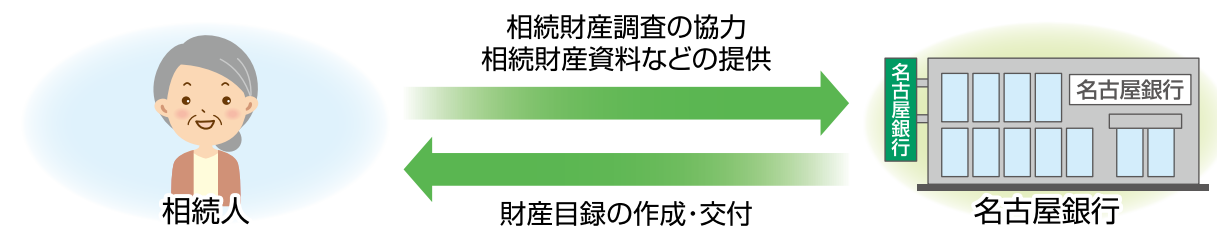
3 遺産整理に関する委任契約の締結

相続人全員と当行との間で遺産整理に関する委任契約を締結します。委任契約締結時に相続人の中から相続人代表をお選びいただき、相続人代表は相続人全員の代表として当行との連絡窓口となります。



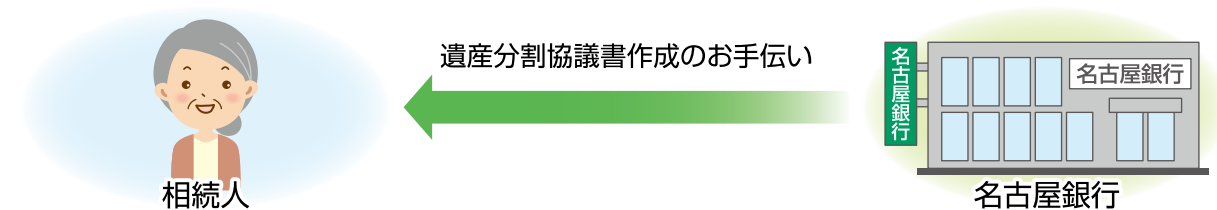
4 相続財産の調査・財産目録の作成

相続人全員のご協力のもと、預貯金通帳などをお預かりし、相続財産・債務の調査をします。判明した相続財産の財産目録を作成・交付します。



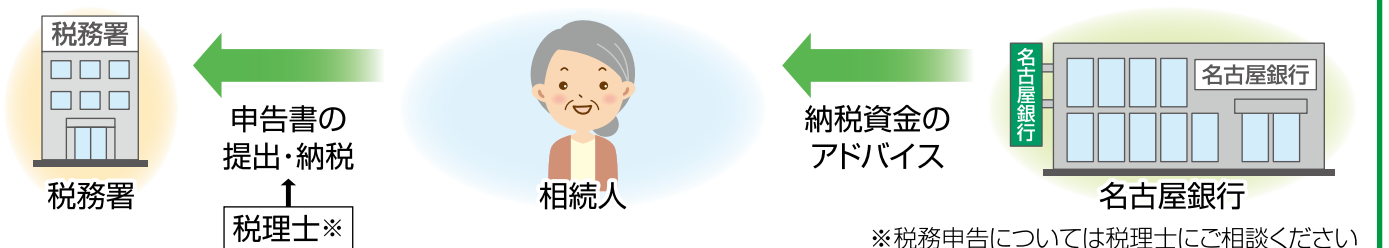
5 遺産分割協議書作成のお手伝い

財産目録に基づいて相続人全員で遺産分割協議を行います。相続人全員の合意のもと、遺産分割協議書を作成します。作成にあたっては、記載方法などをアドバイスします。



6 所得税・相続税の納付資金のアドバイス

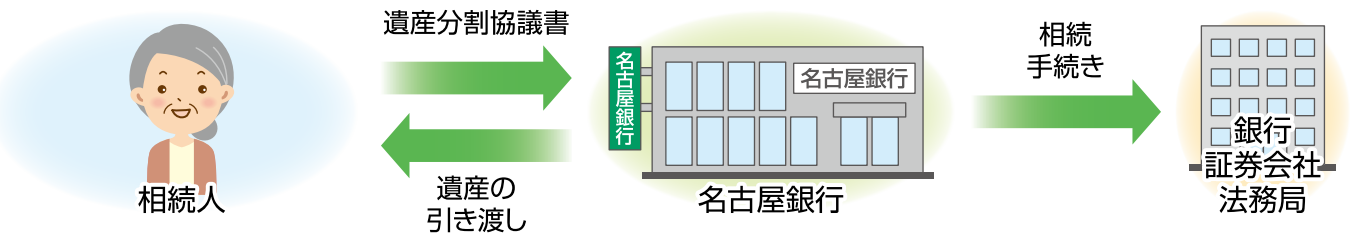
相続開始後4ヵ月以内の所得税の準確定申告・納付、10ヵ月以内の相続税申告・納付が必要な場合、納付や納税資金の手当てなどをアドバイスします。



名古屋銀行の遺産整理業務の流れ・諸費用について

7 遺産分割の実施

遺産分割協議書に基づき、預貯金・有価証券などの換金や名義変更、不動産の名義変更などの遺産分割を行います。



8 遺産整理業務終了報告の実施

判明した相続財産についての遺産分割の全ての手続を実施のうえ、相続人代表に遺産整理業務の終了を報告します。



遺産分割の留意点について

1 遺産分割の方法

方法	内容等
現物分割	個々の遺産をそのまま分割する方法
代償分割	特定の遺産を取得した相続人が、他の相続人に対して金銭等を支払う分割方法
換価分割	遺産の全部または一部を金銭に換価したうえで分割する方法

2 遺産分割の手続き

株式・債券・投資信託・外貨預金などの価格変動を伴う市場性商品の換価処分については、相続人による個別の売却日・解約日などの指定は承りかねます。

遺産整理業務の手数料(消費税込)

遺産整理報酬	財産比例報酬	当行所定の相続財産評価額(※)(借入金等の消極財産控除前)に対し、下記記載のA・Bの料率に乘じた合計額	
		A	0.33%
		B	上記A以外の財産に対して
		1億円以下の部分	1.65%
		1億円超3億円以下の部分	1.10%
		3億円超5億円以下の部分	0.66%
		5億円超10億円以下の部分	0.44%
		10億円超の部分	0.33%
		最低報酬額	1,100,000円

(※)相続財産評価額の例

不動産：相続税法および国税庁の定める財産評価基本通達による相続開始日を基準日とする相続税評価額とします。
金融資産：各金融機関が発行した証明書に記載の金額とします。
口数や基準価額の表示のみの場合は、それらを乗じた金額とします。
非上場株式は税理士などが算出した評価額とします。
保険契約に関する権利(生命保険・損害保険)：保険会社による解約返戻金相当額とします。
詳しくは、名古屋銀行の担当者にお問い合わせください。

その他の費用

下記の費用は別途お客さまのご負担となります。なお、専門家に係る費用・報酬は直接請求となります。

- 戸籍謄本、固定資産評価証明書などの取り寄せ費用
※取り寄せを専門家に依頼される場合は、別途、依頼に伴う費用が必要です。
- 不動産の相続登記に係る登録免許税および司法書士報酬などの費用
※不動産の相続登記は司法書士へ取り次ぎます。
- 預貯金などの残高証明書等発行手続きの費用

下記業務は名古屋銀行ではお取り扱いできません。
必要に応じて、各専門家にご相談ください(別途お客さまの費用負担となります)。

- 税務相談や税務申告に係る税理士業務
※ご希望がある場合には、税理士をご紹介します。その際、お客さまからの直接のご依頼となります。なお、税理士報酬は担当税理士から直接請求があります。
 - 相続人間の法的紛争に係る調停などの弁護士業務
など
- なお、遺産分割協議は相続人のみなさまに行っていただき、みなさま全員で合意のうえ、遺産分割協議書の作成を行っていただきます。名古屋銀行では、相続人間の調整は行いません。